

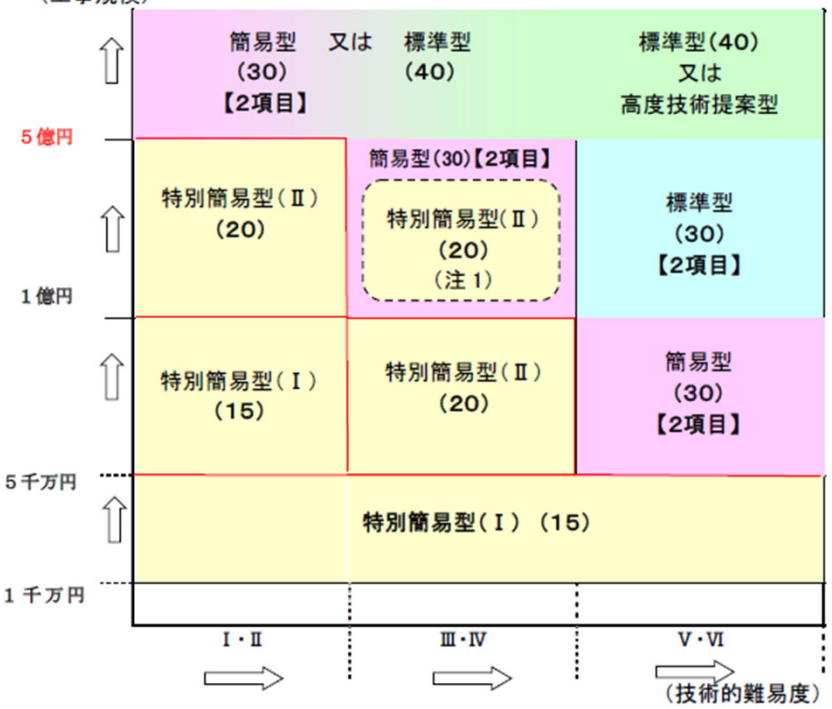
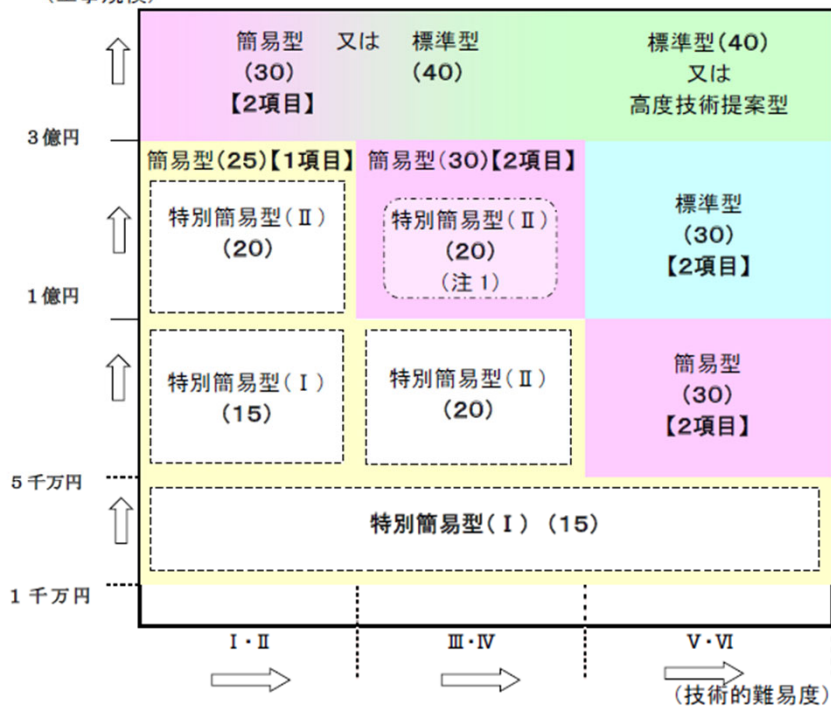
(赤字は改定部分)

改 定 後 R7.10.1	改 定 前 R7.4.1
表紙 山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン (令和7年度版) 令和7年10月 (はじめに) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。))が平成17年4月1日に施行された。平成26年6月には、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の確保と中長期的な育成・確保を目的に品確法が一部改定され、さらに、令和元年6月には、頻発・撃甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上など新たな課題に対応するため、令和6年6月にも担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術の活用等による生産性向上、公共工事の発注体制の強化の課題に対応するため、品確法が改定されました。また、品確法第24条に規定されている「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)も令和7年2月3日に「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において申し合わせが行われ改訂された。この中で、伴い国、都道府県、市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととされている。 山梨県においては、品確法に基づく総合評価落札方式による工事発注を順次拡大すべく、平成17年度より試行を重ね、平成19年3月には「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」を策定し、「総合評価実施要領」等の関係基準と併せ、総合評価落札方式の円滑な執行に努めてきた。 令和元年10月及び令和2年4月、令和7年4月に、改正された品確法に基づき本ガイドラインを改正、運用してきたところであるが、今後も、その効果や問題点について引き続き検証していく必要があることから、これまでの実施結果と、山梨県総合評価委員会の審議を踏まえ、本ガイドラインを運用していくこととした。 今後も、総合評価落札方式の活用状況や効果、運用上の問題点等の検証を続け、本ガイドラインの内容についても逐次改善を図っていく予定である。	表紙 山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン (令和7年度版) 令和7年4月 (はじめに) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。))が平成17年4月1日に施行された。平成26年6月には、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の確保と中長期的な育成・確保を目的に品確法が一部改定され、さらに、令和元年6月には、頻発・撃甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上など新たな課題に対応するため、品確法が改定されました。また、品確法第22条に規定されている「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)が令和2年1月30日に「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において申し合わせが行われ改訂された。これに伴い国、都道府県、市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととされた。 山梨県においては、品確法に基づく総合評価落札方式による工事発注を順次拡大すべく、平成17年度より試行を重ね、平成19年3月には「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」を策定し、「総合評価実施要領」等の関係基準と併せ、総合評価落札方式の円滑な執行に努めてきた。 令和元年10月及び令和2年4月に、改正された品確法に基づき本ガイドラインを改正、運用してきたところであるが、今後も、その効果や問題点について引き続き検証していく必要があることから、これまでの実施結果と、山梨県総合評価委員会の審議を踏まえ、本ガイドラインを運用していくこととした。 今後も、総合評価落札方式の活用状況や効果、運用上の問題点等の検証を続け、本ガイドラインの内容についても逐次改善を図っていく予定である。

(赤字は改定部分)

改 定 後 R7.10.1	改 定 前 R7.4.1
(P 3) 1-4 総合評価落札方式の経過 ○ 令和6年4月 技術的難易度Ⅲ・Ⅳの適用タイプ選定方法の見直し 工事成績(企業・配置予定技術者)の評価基準の見直し ○ 令和7年4月 「技能者の登録」の評価項目削除 ○ 令和7年10月 適用タイプ選定方法の見直し 「ワーキングライフバランスの推進」の評価項目追加 「登録基幹技能者の配置」の評価項目追加	(P 3) 1-4 総合評価落札方式の経過 ○ 令和6年4月 技術的難易度Ⅲ・Ⅳの適用タイプ選定方法の見直し 工事成績(企業・配置予定技術者)の評価基準の見直し ○ 令和7年4月 「技能者の登録」の評価項目削除

(赤字は改定部分)

改 定 後 R7.10.1	改 定 前 R7.4.1
(P 4) (1) 工事規模と技術的難易度による適用タイプ (工事規模)  ※()内は、加算点の満点の目安 【 】内は、求める施工計画の数 (注1):対象工事は別途「実施要領」に定める。 総合評価方式を適用するタイプは、公共工事の特性(技術的な工夫の余地)に応じて、特別簡易型(Ⅰ)、(Ⅱ)、簡易型(30)、標準型、高度技術提案型のいずれかの方式を選択するものとする。ただし、災害本復旧工事等地域性や技術力、緊急性を考慮する場合は、金額、難易度に関係無く、特別簡易型(Ⅰ)を適用するものとする。上記の区分表は、上位の方式を適用することを妨げるものではない。なお、「県内下請活用審査型」については、山梨県「県内下請活用審査型」総合評価試行要領によるものとし、WTO 案件については、その適用について別途決定する。	(P 4) (1) 工事規模と技術的難易度による適用タイプ (工事規模)  ※()内は、加算点の満点の目安 【 】内は、求める施工計画の数 (注1):対象工事は別途「実施要領」に定める。 総合評価方式を適用するタイプは、公共工事の特性(技術的な工夫の余地)に応じて、簡易型(25)、簡易型(30)、標準型、高度技術提案型のいずれかの方式を選択することを基本とするが、上記の区分表により、特別簡易型(Ⅰ)、(Ⅱ)を選択できるものとする。ただし、災害本復旧工事等地域性や技術力、緊急性を考慮する場合は、金額、難易度に関係無く、特別簡易型(Ⅰ)を適用するものとする。上記の区分表は、それぞれ隣接する区分を適用することを妨げるものではない。なお、WTO 案件については、その適用について別途決定する。

山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン改定新旧対照表

(赤字は改定部分)

改 定 後 R7.10.1	改 定 前 R7.4.1																								
(P 1 2) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">企業の施工技術</td></tr> <tr> <td>6 ICT施工技術の活用</td><td>活用 あり 活用 なし</td></tr> <tr> <td>7 登録基幹技能者の配置</td><td>配置あり 配置なし</td></tr> </table> (P 1 4) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">企業の取り組み</td></tr> <tr> <td>17 若手技術者の育成</td><td>国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 あり 国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり 若手技術者を担当技術者として配置 なし</td></tr> <tr> <td>18 新規雇用の実績</td><td>学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績あり 上記条件の雇用実績なし</td></tr> <tr> <td>19 ワーキングライフバランスの推進</td><td>ワーキングライフバランス関連認定あり 認定なし</td></tr> </table> (P 2 1) 附 則 26 令和6年 4月 1日 一部改正 27 令和7年 4月 1日 一部改正 28 令和7年10月 1日 一部改正	企業の施工技術		6 ICT施工技術の活用	活用 あり 活用 なし	7 登録基幹技能者の配置	配置あり 配置なし	企業の取り組み		17 若手技術者の育成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 あり 国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり 若手技術者を担当技術者として配置 なし	18 新規雇用の実績	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績あり 上記条件の雇用実績なし	19 ワーキングライフバランスの推進	ワーキングライフバランス関連認定あり 認定なし	(P 1 2) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">企業の施工技術</td></tr> <tr> <td>6 ICT施工技術の活用</td><td>活用 あり 活用 なし</td></tr> </table> (P 1 4) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">企業の取り組み</td></tr> <tr> <td>17 若手技術者の育成</td><td>国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 あり 国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり 若手技術者を担当技術者として配置 なし</td></tr> <tr> <td>18 新規雇用の実績</td><td>学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績あり 上記条件の雇用実績なし</td></tr> </table> (P 2 1) 附 則 26 令和6年 4月 1日 一部改正 27 令和7年 4月 1日 一部改正	企業の施工技術		6 ICT施工技術の活用	活用 あり 活用 なし	企業の取り組み		17 若手技術者の育成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 あり 国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり 若手技術者を担当技術者として配置 なし	18 新規雇用の実績	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績あり 上記条件の雇用実績なし
企業の施工技術																									
6 ICT施工技術の活用	活用 あり 活用 なし																								
7 登録基幹技能者の配置	配置あり 配置なし																								
企業の取り組み																									
17 若手技術者の育成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 あり 国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり 若手技術者を担当技術者として配置 なし																								
18 新規雇用の実績	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績あり 上記条件の雇用実績なし																								
19 ワーキングライフバランスの推進	ワーキングライフバランス関連認定あり 認定なし																								
企業の施工技術																									
6 ICT施工技術の活用	活用 あり 活用 なし																								
企業の取り組み																									
17 若手技術者の育成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 あり 国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり 若手技術者を担当技術者として配置 なし																								
18 新規雇用の実績	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績あり 上記条件の雇用実績なし																								